

## 令和6年度 第1回富山県最低賃金専門部会議事録

### 1. 日 時

令和6年7月26日（金） 10:25～10:50

### 2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

### 3. 出席者

公益代表委員 長尾委員、堀岡委員  
労働者代表委員 石田委員、大森委員、黒川委員  
使用者代表委員 寺山委員、江下委員、八田委員  
事務局 倉重労働基準部長、成田賃金室長、佐竹賃金室長補佐

### 4. 議事次第

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 富山県最低賃金専門部会運営規程（案）について
- (3) 富山県最低賃金審議運営事項について
- (4) 専門部会の審議日程（案）について
- (5) 参考人の意見聴取について
- (6) 賃金改定状況調査（第4表）について
- (7) 2024年春季賃上げ妥結等状況（富山県）について
- (8) 生活保護関係資料について
- (9) その他

### 5. 資 料

別添のとおり

### 6. 議事内容

[佐竹賃金室長補佐] ただ今から、令和6年度第1回富山県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、公益代表委員の高倉委員が御欠席ですが、全委員の3分の2以上又は公労使各側委員の3分1以上という定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、今日の専門部会は、第1回目でございますので、部会長が選出されるまでの間、事務局が議事進行を務めさせていただきます。

初めに、専門部会委員を御紹介します。資料No.1を御覧ください。

お名前のみですが、本日御欠席の方も含めて紹介させていただきます。

公益代表委員は、長尾委員、堀岡委員、高倉委員の3名です。

労働者代表委員は、石田委員、大森委員、黒川委員の3名です。

使用者代表委員は、寺山委員、江下委員、八田委員の3名です。

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議事1の部会長及び部会長代理の選出についてでございます。

部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第25条第4項により準用する第24条に基づき公益を代表する委員のうちから委員が選挙することとなっておりますが、当審議会におきましては、慣例により、労使各側委員の代表の話し合いによって決定しておりますので、今回も同様の方法に依りたいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[佐竹賃金室長補佐] それでは、労使各側委員の代表に話し合いをしていただくこととなりますが、あらかじめ調整済みと伺っておりますので、労使いずれかの側から、発表していただきたいと存じます。

[石田委員] 私から発表させていただきます。

部会長は長尾委員に、部会長代理は堀岡委員にお願いします。

[佐竹賃金室長補佐] 部会長に長尾委員、部会長代理に堀岡委員とのことですが、御異議はございませんでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[佐竹賃金室長補佐] 異議なしとのことですので、部会長は長尾委員、部会長代理は堀岡委員と決定されました。

それでは、以後の議事進行は長尾部会長をお願いいたします。

[長尾部会長] ただ今、部会長に選出されました長尾でございます。精一杯務めさせていただきますので、労使各側委員の皆様には御協力をよろしくお願いいたします。また、部会の運営にあたりましては、全会一致になるよう合意形成に努めてまいりたいと存じます。

それでは、議事に移ります。

議事2の富山県最低賃金専門部会運営規程（案）についてですが、事務局から説明してください。

[佐竹賃金室長補佐] 資料No.2として、富山県最低賃金専門部会運営規程（案）をお配りしております。内容につきましては、昨年のもので特段変わりはありません。皆様、資料No.2を御一読いただきますようお願いいたします。

御確認いただけましたでしょうか。

以上です。部会長、よろしくお願いいたします。

[長尾部会長] 今ほどの専門部会運営規程（案）について、御意見や御質問はございま

すか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾部会長] 御意見等がないようですので、専門部会運営規程につきましては原案のとおりといたします。

ただ今採決された運営規程第5条で会議は原則公開とする一方、規程に列記された事情がある場合は、部会長の判断で非公開とすることができるとされています。

この規定に基づき、本専門部会においては、公労使三者が集まって議論を行う全体での審議については、公開したいと思います。

一方、公労、公使といった二者での個別での審議に関しましては、第5条に定める率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当すると考えられますので、非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾部会長] それでは、本専門部会においては、公労使三者が集まって議論を行う全体での審議は公開、公労、公使といった二者での個別の審議については非公開といたします。

次に、議事3の富山県最低賃金審議運営事項についてですが、これにつきましては、令和6年度第1回本審で既に議決され、本日は資料No.3としてお配りしておりますので、御確認をお願いします。

本専門部会は、富山県最低賃金専門部会運営規程と富山県最低賃金審議運営事項に基づいて運営していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議事4の専門部会の審議日程(案)についてですが、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 富山県最低賃金専門部会の審議日程(案)について御説明いたします。資料No.4を御覧ください。

審議日程につきましては、6月28日に開催した第1回本審でも説明させていただいたところですが、改めて御説明いたします。

本日の第1回専門部会では、この後、時間が許すところまで議事を進めていただくことができたらと考えており、可能であれば、議事8の生活保護関係資料の説明まで行いたいと考えています。

次回、第2回専門部会は、7月29日(月)午前9時30分に予定しております。労使各側委員の基本的主張及び具体的な金額審議は、第1回専門部会で行うこともありますが、本日は時間的制約がございますので、第2回目をお願いしたいと考えています。

その後、第3回は7月31日(水)午前9時30分、第4回は8月2日(金)午後1時30分に日程を組んでいます。

第4回までに結審しない場合は、8月5日(月)午後1時30分を予備日として確保し

ています。8月5日の専門部会でもなお結審しない場合は、8月7日（水）午後1時30分にも予備日として確保しています。

以下3点ほど、資料に記載していない点について補足いたします。

1点目です。この資料No.4には、専門部会開催は第4回までとしその後は予備日として記載していますが、仮に第3回までに専門部会が結審した場合、その後に予定している専門部会は開催いたしません。

2点目です。専門部会において全会一致で結審した場合は、富山県最低賃金審議運営事項の記の3に基づいて、最低賃金審議会令第6条第5項が適用され、専門部会の決議が本審の決議となりますことから、結審する回の専門部会において答申まで行うこととなります。

3点目です。8月5日までの専門部会で結審した場合は、改正最低賃金は10月1日発効が可能ですが、8月7日以降の結審となりますと、10月4日以降の発効となります。

説明は以上です。

[長尾部会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問等はございますか。

[寺山委員] 1点だけよろしいでしょうか。

資料No.4ですが、通常ですと4回くらい金額審議含めて専門部会を開催されておりました。例えば第2回、第3回のところに結審した場合という記載があるのは、第2回で結審するということも考えられるという理解でよろしいでしょうか。

[成田賃金室長] 基本的には必要かつ十分慎重な御審議をいただきたいということもありますので、回を重ねて結論を導き出すことが非常に大事であるかなと考えておりますけれども、寺山委員がおっしゃったとおり、ここでの結審も可能ではございます。

[寺山委員] 分かりました。

[長尾部会長] 審議日程につきまして御意見がございましたが、十分な審議が行えたということであれば2回で結審することもあるかと思えます。事務局から御説明がありました審議日程に従って審議のほうを進めていきたいと思えます。専門部会の審議日程につきましては、原案のとおりといたしたいと存じます。よろしく申し上げます。

次に、議事5の参考人からの意見聴取についてですが、第2回本審において労働団体から提出された意見書について事務局から報告がありました。

運営事項の記の2では専門部会で特に必要と認める場合は、直接参考人から意見聴取を行うとされています。

意見書には必要十分な内容が記載されているため、直接の意見聴取は不要と考えますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾部会長] 異議なしとのことですので、直接の意見聴取は行わず、意見書の内容を今後の審議の参考とさせていただきたいと存じます。

それでは、議事6から8は一括して行いたいと思います。議事6の賃金改定状況調査(第4表)について、議事7の2024年春季賃上げ妥結等状況(富山県)について及び議事8の生活保護関係資料についてにつきまして、事務局から一括して説明をお願いします。

[成田賃金室長] まず、議事6の賃金改定状況調査(第4表)についてですが、資料No.5を御覧ください。

この調査は、最低賃金の調査審議に資するため、中小零細企業の賃金改定状況等を把握することを目的として、厚生労働省が毎年実施している統計調査です。

俗に第4表と言われるものが資料5ですが、常用労働者数が30人未満の企業に属している全国の民営事業所に対して、昨年6月と今年6月の賃金を調査することで、時間当たりの所定内賃金の賃金上昇率を把握するものです。

資料No.5の基本的な作りについて説明します。

第4表は、表の最上段の行を御覧いただくと、産業計、製造業、卸売業、小売業といった記載があるように、産業全体だけでなく、産業別の賃金上昇率が分かるようになっています。また、表の左の方の列を御覧いただくと、A、B、C、計といった記載があるように、労働者全体だけでなく、AからCまでの最低賃金に係るランク毎の賃金上昇率が分かるようになっています。

1枚目の4表①は男女別の集計、2枚目の4表②は一般労働者・パートタイム労働者という雇用形態別の集計で、3枚目の4表③は昨年6月と今年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計です。

4表①②における男女計、一般パート計の賃金上昇率は、いずれも産業計で富山県が属するBランクでは2.4%、ランク計で2.3%となっています。

また、継続雇用に限定した4表③における賃金上昇率は、同じく産業計で富山県が属するBランクでは2.9%、ランク計で2.8%となっています。

次に、議事7の2024年春季賃上げ妥結等状況(富山県)についてですが、資料No.6を御覧ください。これは連合富山、富山県経営者協会御協力のもと作成した最新の集計結果です。

連合富山の集計では、改定率4.99%と昨年比プラス1.47ポイント。富山県経営者協会の集計では、改定率4.39%と昨年比プラス1.13ポイントとなっています。

最後に議事8の生活保護関係資料についてですが、資料No.7を御覧ください。

最低賃金法9条では、地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費を考慮して定めなければならないと規定すると同時に、この労働者の生計費を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮すると規定しています。このため、この度、事務局にて富山県における生活保護費と最低賃金額を比較しましたので、その結果を御報告いたします。

まず、具体的に比較した対象ですが、1の(1)(2)のとおり、令和4年度に富山県内の18-19歳の若年単身世帯にひと月当たり支給された生活保護費と2の前提のとおり、令和4年10月以降に富山県内において最低賃金で働いた場合の1か月の収入、手取額を比

較しています。

1 (3) を御覧ください。「令和4年度 県内の若年単身世帯にひと月当たり支給された生活保護費」の計算を行っています。

生活保護費は、生活扶助と、家賃などの住宅扶助からなり、生活扶助には1類費、2類費、2類費冬季加算及び期末一時扶助費があります。1類費とは食費など個人単位で消費する生活費、2類費とは水道光熱費など世帯単位で消費する生活費で、2類費冬季加算は暖房費などを指します。期末一時扶助費とは年末に増加する食費などに対する扶助を指します。

以上の生活扶助の基準額のうち、1類費と2類費については富山県内の人口による加重平均値を算出し、2類冬季加算と期末一時扶助費については月平均額を算出しました。それらの額が①から③です。

次に住宅扶助としまして、住宅扶助実績値を単身被保護世帯で除して算出したものが④です。

以上、①から④を合算した額が下線を付した、93,211円となります。

一方の最低賃金額はといいますと、2を御覧ください。令和4年10月に改正された最低賃金は908円で、週40時間働いた場合の手取り額は、908円に月平均所定労働時間173.8時間を掛け、税金・社会保険料の控除を見込んだ可処分所得割合0.807を掛けた、127,353円となります。

これらを比較した結果、令和4年度に富山県内の若年単身世帯に支給された生活保護費は月当たり93,211円で、一方の令和4年10月以降に富山県内において最低賃金で働いた場合の1か月の手取り額は127,353円ですので、最低賃金額が生活保護費を上回っているという結果となりました。

議事6から8に係る説明は以上です。

[長尾部会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問等がございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾部会長] それでは、特になければ、議事9のその他ですが、何かございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾部会長] 以上で、本日より予定していた議事はすべて終了しました。

次回は、7月29日(月)午前9時30分から、この会場で、開催したいと存じます。

委員の皆様には、引き続き御協力をお願いいたします。

次に、議事録確認担当委員を決めておきたいと存じます。

議事録確認担当委員は、私のほか、労使各側から1名ずつお願いしておりますが、議事の全体の流れ及び各側からの発言内容等を総合的に御確認いただく観点から、

労働者代表委員につきましては 石田委員

使用者代表委員につきましては 寺山委員

をお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾部会長] それでは、本日の審議はこれで終了いたします。お疲れ様でした。